

忘れていませんか？



# 小型特殊自動車の税申告

こんな場合は申告をしてください！

- 小型特殊自動車を新しく取得した
- 申告していない小型特殊自動車がある
- 使用はしていないが所有している小型特殊自動車がある

ナンバープレート  
標識の交付申請・  
軽自動車税の申告を！

## ? 小型特殊自動車とは ?

道路運送車両法施行規則第2条別表第1で定められている車両で、「農耕作業用」と「その他」に分類されます。

公道を走行しない(田畑や工場内でしか使用しない)場合や現在は使用していない場合でも課税対象となります。

### 農耕作業用 農耕用トラクタ、農業用薬剤散布車 等

#### 小型特殊自動車

- 乗用装置がある
- 最高速度が時速 35km未満

軽自動車税の申告

#### 大型特殊自動車

- 乗用装置がある
- 最高速度が時速 35km以上

償却資産 (固定資産税) の申告

#### それ以外の車両

- 乗用装置がない

### その他 ショベル・ローダ、フォーク・リフト、ロータリ除雪自動車 等

- 長さが 4.7m以下
- 横幅が 1.7m以下
- 高さが 2.8m以下
- 最高速度が時速 15km 以下



すべてにあてはまる  
= 小型特殊自動車

軽自動車税  
の申告

1つでもあてはまらない  
= 大型特殊自動車

償却資産  
(固定資産税)  
の申告

● 問合せ・標識 (ナンバープレート) 交付・償却資産の申告 ●

野々市市 総務部 税務課 資産税係

野々市市三納一丁目1番地

電話 076-227-6037

FAX 076-227-6255